基づき把握する方向での対応を考えている。

【他自治体事例】食事代を宿泊料金から分離できない場合の食事代の取り扱い		
自治体名	税率(額)	食事代の考え方
北海道倶知安町 (令和元年11月~導入)	定率 2%	食事代を分離できない場合に限り、下記金額を宿泊料金から減額する ①1回分の食事 10% ②2回分の食事 20% ③3回分以上の食事 30%
北海道赤井川村 (令和7年11月~導入予定)	定額 宿泊料金が20,000円未満のもの 200円 宿泊料金が20,000円以上のもの 500円	食事代を分離できない場合に限り、下記金額を宿泊料金から減額する ①1回分の食事 20% ②2回分の食事 30% ③3回分以上の食事 40%
沖縄県 (令和8年度導入予定)	定率 2%	宿泊料金(素泊まり料金)と食事等との区分について、宿泊事業者側のコンプライアンスによる自浄作用を期待する観点から、特別徴収義務者である宿泊事業者の自主的な申告に